

平成 30 年 4 月 13 日

各 位

川崎市幸区大宮町 1310 番
川崎化成工業株式会社
代表取締役社長 豊澤 幸平

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主であるエア・ウォーター株式会社（以下「エア・ウォーター」といいます。）から、平成 30 年 3 月 30 日付で、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定により、当社の株主の全員（当社及びエア・ウォーターを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部をエア・ウォーターに売り渡すことの請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行う旨の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：エア・ウォーター株式会社
住所：札幌市中央区北三条西一丁目 2 番地

2. 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

3. 本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

エア・ウォーターは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 340 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

平成 30 年 5 月 11 日

6. その他の本売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、平成 30 年 8 月 6 日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてエア・ウォーターが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以上